



令和7年8月7日

中部地方整備局

改正建設業法「労務費の基準」説明会の開催について

～改正建設業法（本年12月に全面施行）に関する説明会を開催します～

本年12月に改正建設業法が全面施行となるにあたり、中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループにて議論が行われている「労務費の基準」について周知徹底を図るため、説明会を開催します。あわせて、価格転嫁、生産性向上、働き方改革などについての現在の行政の取り組みも説明します。是非ご参加下さい。

記

1. 日時及び場所

	中部会場
日時	令和7年8月21日（木） （第一部）10:30～12:00 ※発注者向け （第二部）14:00～15:30 ※建設業者向け
会場	桜華会館（愛知県名古屋市中区三の丸一丁目7番2号） ※ 同時にオンラインでも配信します。
定員	各回 100名

2. 対 象：建設業関係者、建設業団体、民間発注者、民間発注者団体、
国の機関、各自治体の発注担当部局、建設業許可部局 など

※法人、個人は問いません。建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

3. 内 容：最近の建設行政をめぐる主なトピックス
「労務費の基準」に関する具体的な制度
Q & A セッション

※各回とも説明内容は同じです。

4. 参加申込：事前申込制となりますので、下記のURLをご参照の上、お申込み頂きご参加願います。
お席に限りがございます。満員となり次第、受付を終了することがありますので、お早め
にお申込みください。

なお、会場定員が満席の際は、オンライン枠をご確認ください。

【URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00304.html】

※会場参加における定員は【1組織2名までとなります】

5. 報道対応：当日会場受付にて行います。（カメラ撮りは説明会の冒頭のみ）

配布先	中部地方整備局 記者クラブ	お問い合わせ	国土交通省 中部地方整備局 TEL：052-953-8572 建政部 建設産業課長 佐藤 誠 建政部 建設専門官 岡崎 友紀 【説明会全体について】 国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 中尾 TEL：03-5253-8111(内線 24835)
-----	------------------	--------	---